

監査結果公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年度財政援助団体等の監査の結果について

令和6年1月30日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 大 田 稔 子

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長に報告するものである。

令和6年1月

| | | | |
|-----------|---|---|---|
| 東かがわ市監査委員 | 楠 | 田 | 敬 |
| 同 | 三 | 好 | 良 |
| 同 | 大 | 田 | 稔 |

目 次

頁

| | | |
|-----|-----------------------------|---|
| 第 1 | 基準に準拠している旨・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第 2 | 監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第 3 | 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第 4 | 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 第 5 | 監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 第 6 | 監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 第 7 | 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| | 大池クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| | 日本手袋工業組合・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 第 8 | 監査対象団体の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査)

第3 監査の対象

1 大池クラブ

ア 指定管理

上記の者が指定管理者である指定期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日

イ 指定管理料(直近3ヶ年度)実績

| ※ 令和3年度 | ※ 令和4年度 | ※ 令和5年度 |
|-------------|-------------|-------------|
| 3,050,000 円 | 3,050,000 円 | 3,050,000 円 |

ウ 収支の状況

(単位：円)

| 区分 | 項目 | 令和3年度 収支決算 | 令和4年度 収支決算 | ※ 令和5年度 (当初)予算 |
|------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 収入 | 指定管理料 (割合%) | 3,050,000 (14.2) | 3,050,000 (14.0) | 3,050,000 (14.0) |
| | ※その他の収入額 (割合%) | 18,383,720 (85.8) | 18,739,798 (86.0) | 18,800,000 (86.0) |
| | 計 (割合%) | 21,433,720 (100.0) | 21,789,798 (100.0) | 21,850,000 (100.0) |
| 支出 | 計 | 21,723,458 | 23,964,510 | 19,861,000 |
| 収支差額 | | △289,738 | △2,174,712 | 1,989,000 |

※その他の収入額は、自主事業及び指定管理業務に係る収入。

エ その他の収入額の内訳

(単位:千円)

| 内 容 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|--------|--------|
| 入 場 料 金 | 2,663 | 2,586 |
| 施 設 利 用 料 金 | 14,330 | 14,766 |
| 設 備 利 用 料 金 | 853 | 834 |
| 用 具 利 用 料 金 | 305 | 343 |
| そ の 他 | 233 | 211 |
| 合 計 | 18,384 | 18,740 |

2 日本手袋工業組合

ア 補助事業(地場産品 PR 事業)

上記の者が補助事業を実施する期間

各年度の4月1日～翌年3月31日

イ 補助金(直近3ヶ年度)実績

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 |
|-------------|-------------|-------------|
| 4,491,000 円 | 3,000,000 円 | 2,931,000 円 |

※ 補助額については、県からの補助金を一部含む。

ウ 収支の状況

(単位:円)

| 区分 | 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度予算 |
|------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 収入 | 補 助 金 額 (割合 %) | 4,491,000 (75.0) | 3,000,000 (71.9) | 2,931,000 (75.0) |
| | 組 合 負 担 額 (割合 %) | 1,497,308 (25.0) | 1,172,850 (28.1) | 978,300 (25.0) |
| | 計 (割合 %) | 5,988,308 (100.0) | 4,172,850 (100.0) | 3,909,300 (100.0) |
| 支出 | 計 | 5,988,308 | 4,172,850 | 3,909,300 |
| 収支差額 | | 0 | 0 | 0 |

※ 令和5年度については、見込み額を計上

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

令和3年度、令和4年度並びに令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

| 監査期日 | 監査の対象 | 実施場所 | 所管課名 |
|----------|----------|------------|-------|
| R5.11.24 | 大池クラブ | 大池オートキャンプ場 | 地域創生課 |
| R5.11.24 | 日本手袋工業組合 | 手袋資料館 | 地域創生課 |

※ 監査実施前、所管課の地域創生課に、調書・資料等の関係書類の提出を求めた。

第7 監査の結果

監査結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、1団体については、全般的に概ね適正であったが、他の1団体については、一部において改善を要する事項が見受けられた。

具体的な改善を要する事項は、次のとおりである。なお、監査時の軽易な誤謬や失念による記載漏れは口頭指導にとどめた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

実施対象別の監査の改善等を求める事項の件数一覧表

| 実施対象 | 項目 | | | | | 計 |
|------------|------|------|------|------|---|---|
| | 指摘事項 | 注意事項 | 検討事項 | 要望事項 | | |
| 1 大池クラブ | — | 4 | — | — | 4 | |
| 2 日本手袋工業組合 | — | — | — | 1 | 1 | |

備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

① 大池クラブ

| | |
|------|--|
| 注意事項 | |
| ア | <p>総会の開催について</p> <p>大池クラブ定款第 31 条に「本クラブの収支予算及び収支決算は事業計画とともに総会の承認を受けなければならない。」と定められているが、総会の開催及び承認について質問のところ、総会は開催しておらず、「何か案件があれば構成員全員を寄せて協議をしている。会議議事録は作成していない。」との説明があった。</p> <p>大池クラブは市に対して、東かがわ市大池オートキャンプ場の管理に関する基本協定書に基づき事業計画書、事業報告書が提出されているが、これらの提出書類が大池クラブで承認された収支予算及び収支決算、事業計画に基づくものであることを明確にすることは必要と考えられる。この観点からも、総会を開催し、上記事項を承認し、会議録を作成することが望まれる。</p> |
| イ | <p>財務改善の必要性について</p> <p>令和 3 年度と 4 年度の収支予算での営業損益はいずれも黒字となっていたが、収支決算ではいずれも赤字となり、更に営業損益の予算と決算の乖離幅も拡大している。また令和 5 年 3 月 31 日現在の貸借対照表は債務超過となっている。令和 5 年度の収支予算ではその債務超過分を補える営業損益の黒字が計画されているが、目標黒字額達成のためには、経費節減等の着実な事業運営が求められる。</p> <p>大池クラブ定款 32 条 3 には「本クラブの解散時において損金が生じたときは、総会の決議により構成員に負担する」となっているため、債務超過が市の財政に直接影響を及ぼすものではないが、所管課においても令和 3 年度、4 年度の営業損益が予算と決算で大幅に乖離している要因を確認のうえ、予算・決算の乖離縮小即ち営業損益の改善並びに債務超過の解消を基本協定書第 24 条の 3 の規定に従い文書等で勧告すべきものと思われる。</p> |
| ウ | <p>定款の遵守について</p> <p>大池クラブ定款の第 27 条に資産の構成として「(1) 出資金」の記載があり、「設立時の出資金は、1 口 5 万円とし、別紙のとおりとする。」とあるが、別紙の資料が添付されておらず出資金は、すべて出資者に返還しているとの説明を受けた。</p> <p>設立に際して出資される財産の価格は定款における絶対的記載事項であり、遵守されるべきものである。表記されている別紙の資料が無いのであれば、定款に沿った原状回復が望まれる。</p> |

| | |
|---|---|
| エ | 備品管理について |
| | <p>大池オートキャンプ場の指定管理に関する基本協定書の第 19 条には、備品は常に良好な状態に保つものとする規定されており、また、事業計画書の備品管理業務に関する欄にも同様に最善の注意を持って管理すると記載されている。</p> <p>このことから、備品の管理状況を確認したところ、備品管理簿の提示が無く、備品の管理状況の検査を実施したことの分かる資料が確認出来なかった。今後は、備品管理簿を作成のうえ、検査等を実施した証跡が残ることが望ましい。</p> |

② 日本手袋工業組合

| | |
|------|---|
| 要望事項 | |
| ア | 補助事業に関する資料について |
| | <p>地場産品 PR 事業は拠点となるテナントを借り受け、継続して広告会社と委託契約を締結して事業を行っているが、契約書については初年度のみ契約で交わしており、その後は見積書と発注書により業者との契約を交わしている。</p> <p>事業者間の契約の締結にあっては、当事者間同士の合意によって契約は成立するが、市の補助事業を利用して行う事業であるので、毎年契約書による契約を締結し、その関係資料を補助事業の実績報告書に添付するよう検討されたい。</p> |

第8 監査対象団体の概要

1 東かがわ市大池オートキャンプ場

ア 団体名：大池クラブ

イ 目的(定款第3条)

当クラブは、大池オートキャンプ場の指定管理者として大池オートキャンプの運営、管理を行うことにより、地域住民の親睦を図りながら、地域を活性化することを目的とする。

次の事業を行う。

○東かがわ市大池オートキャンプ場の管理に関する基本協定書に基づき事業を実施する。

ウ 事務所所在地

香川県東かがわ市引田 3066 番地 1
(東かがわ市大池オートキャンプ場内)

エ 組織(令和5年3月28日現在)

役員3名

| 代表 | 副代表 | 監査 |
|----|-----|----|
| 1名 | 1名 | 1名 |

※役員は、非常勤。

構成員5名

| |
|----------|
| スタッフ(無期) |
| 5名 |

オ 指定管理の業務内容

1 施設維持管理業務

2 委託業務

1) 浄化槽清掃、点検

2) メリケントキンソウ対策

3 自主事業業務

1. 2以外の用具貸出、施設器具使用料、各種サービス料のほか、利用者が必要な商品を販売する。

カ 施設の利用実績
(大池オートキャンプ場)

(単位:人)

| 利用者 | R2 | R3 | R4 |
|-----------|-------|--------|--------|
| 大人 | 6,703 | 7,587 | 7,427 |
| 小中学生 | 1,850 | 1,980 | 1,835 |
| 上記利用者の宿泊者 | 7,498 | 8,478 | 8,268 |
| 合計(延べ利用者) | 9,692 | 10,801 | 10,444 |

2 日本手袋工業組合

ア 団体名： 日本手袋工業組合

(設立年月日:昭和 37 年 8 月 25 日)

イ 目的(定款第 1 条)

本組合は、手袋製造業【横編みメリヤス製品(作業手袋を含む)製造業及びゴム手袋製造業を除く】の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行ない、これらの者の公正な経済活動の機会を確保することを目的とする。

ウ 事務所所在地

香川県東かがわ市湊 1810-1 番地

エ 組織(令和 5 年 5 月 31 日現在)

役員 23 名

| 代表理事 | 副理事長 | 顧問理事 | 理事 | 監事 |
|------|------|------|------|-----|
| 1 名 | 4 名 | 1 名 | 15 名 | 2 名 |

事務 4 名

| 職員 |
|-----|
| 4 名 |

オ 組合の事業内容

- (1) 手袋【横編みメリヤス製品(作業手袋を含む)及びゴム手袋製造業を除く】の中小企業者の製造業に関する指導及び教育を行う。
- (2) 手袋製造業に関する情報又は資料の収集及び提供を行う。
- (3) 手袋製造業に関する調査研究を行う。
- (4) 上記事業のほか、次の事業を行う。
 - 1) 組合員の取扱う手袋の共同販売
 - 2) 組合員の取扱う手袋の共同購買
 - 3) 組合員の取扱う手袋の共同検査
 - 4) 組合員のためにする外国人技術研究生の共同受け入れに関する事業
 - 5) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業
 - 6) 前各号の事業に附帯する事業

カ 組合員数

(単位:人)

| 名 称 | R3 | R4 | R5 |
|-----|-----|-----|-----|
| 組合員 | 6 5 | 6 3 | 6 0 |